

【公開版】

提出年月日	令和2年9月11日	R13
日本原燃株式会社		

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第3条：遮蔽等

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

1. 3 規則への適合性

2. 遮蔽等に係る設計方針

2. 1 放射線遮蔽に関する設計

3. 直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量評価結果

3. 1 評価方法の概要

3. 2 評価条件

3. 3 評価結果

3. 4 放射性物質の放出等に伴う公衆の線量評価結果

2 章 補足説明資料

事業許可基準規則第3条と許認可実績・適合方針との比較表

令和2年9月11日 R10

1章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

遮蔽等について、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「事業許可基準規則」という。）とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針（以下「MOX指針」という。）の比較により、事業許可基準規則第3条において追加された要求事項を整理する。（第1表）

第1表 事業許可基準規則第3条とMOX指針 比較表 (1 / 5)

事業許可基準規則 第3条 (遮蔽等)	MOX指針	備考
<p>安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項において、線量評価の計算に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(平成元年3月27日原子力安全委員会了承)を参考とすること。</p>	<p>(指針2)</p> <p>3. MOX燃料加工施設からの放射線による外部被ばく</p> <p>MOX燃料加工施設からのガンマ線及び中性子線については、適切な方法により一般公衆の線量を計算し、合理的に達成できる限り低いものであることを確認すること。</p> <p>(解説)</p> <p>2. MOX燃料加工施設からの放射線による外部被ばくの評価を行う際には、直接線及びスカイシャイン線による影響を考慮すること。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第3条とMOX指針 比較表 (2 / 5)

事業許可基準規則 第3条 (遮蔽等)	MOX指針	備考
<p>2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 管理区域その他工場等内の人が入り込む場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。</p> <p>(解釈)</p> <p>2 第2項第1号に規定する「管理区域その他工場等内の人が入り込む場所」には、遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分すること。また、放射線を遮蔽するための壁等に、開口部又は配管等の貫通部があるものに対しては、壁等の外側の線量率が遮蔽設計の基準となる線量率を満足するように、必要に応じ、放射線漏えい防止措置が講じられていること。</p>	<p>(指針5)</p> <p>1. MOX燃料加工施設においては、放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するという目的のために必要な箇所に放射線遮へいを施すこと。</p> <p>2. 放射線業務従事者が立ち入る場所については、必要に応じて施設内を区分し、その区分に応じて遮へい設計の基準となる線量率を適切に定めること。</p> <p>(解説)</p> <p>遮へい設計の基準となる線量率は、放射線業務従事者の立入時間等を考慮して適切に定めること。この際、MOX燃料の特徴に鑑み、ガンマ線及び中性子線による線量を考慮すること。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第3条とMOX指針 比較表 (3 / 5)

事業許可基準規則 第3条 (遮蔽等)	MOX指針	備考
(解釈) 3 上記2の「遮蔽設計」とは、遮蔽計算に用いられる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込むこと。	(指針5) 3. 遮へい設計に当たっては、遮へい計算に用いられる線源、遮へい体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込むこと。	前記のとおり

第1表 事業許可基準規則第3条とMOX指針 比較表 (4 / 5)

事業許可基準規則 第3条 (遮蔽等)	MOX指針	備考
<p>(解釈)</p> <p>4 第2項第1号に規定する「線量を低減できるよう」とは、As Low As Reasonably Achievable (ALARA) の考え方の下、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じた設計をいう。</p>	<p>(指針5)</p> <p>1. MOX燃料加工施設においては、放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するという目的のために必要な箇所に放射線遮へいを施すこと。</p> <p>(指針4)</p> <p>MOX燃料加工施設は、以下の対策を講ずることにより、放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有する設計であること。</p> <p>1. MOXを非密封で取扱う設備・機器は、作業環境中にMOXを飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックスに収納すること。ただし、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する場合は、この限りではない。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第3条とMOX指針 比較表 (5 / 5)

事業許可基準規則 第3条 (遮蔽等)	MOX指針	備考
	(つづき) 2. MOXを取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取扱う設備・機器並びにこれらを収納する建物・構築物は、以下の事項を満足する換気設備を設けること。	前記のとおり
二 放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。	記載なし	追加要求事項

1. 2 要求事項に対する適合性

周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の線量及び従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる。

(1) 平常時の直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じた設計とする。

(2) 管理区域その他MOX燃料加工施設（以下「加工施設」という。）内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じた設計とする。

① 遮蔽その他適切な措置としては、従事者の作業性等を考慮し、遮蔽及び機器を配置する設計とするとともに、遠隔操作を可能とし、放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことにより、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。

② 従事者の立入時間等を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの基準線量率を満足する設計とする。

③ 放射線を遮蔽するための壁、床、天井に開口部又は貫通部があるものに対しては、遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、必要に応じ、放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。

④ 遮蔽材は、主としてコンクリートを用いるが、その他必要に

応じてステンレス鋼，ポリエチレン等を用いる設計とする。

- ⑤ 遮蔽設計に当たっては，遮蔽計算に用いる線源，遮蔽体の形状及び材質，計算誤差等を考慮し，十分な安全裕度を見込む。また，遮蔽計算においては，許認可において使用実績があり，信頼性のある計算コードを使用する。
- (3) 設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し，自動的に起動する設計とすることにより，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また，設計基準事故時においても，過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保することで中央監視室，制御第1室及び制御第4室において施設状態の監視等に必要な操作を行うことが可能な設計とする。

【補足説明資料 1 - 1】

1. 3 規則への適合性

(遮蔽等)

第三条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。

二 放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。

適合のための設計方針

第1項について

安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が合理的に達成できる限り低減できるよう、遮蔽設計を行う。

【補足説明資料1-1】

第2項について

安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次の方針に基づく。

第一号について

安全機能を有する施設は、管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、以下の措置を講ずる。

(1) 遮蔽

管理区域その他加工施設内の人が立ち入る場所については、従事者の立入時間等を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、これを満足するように遮蔽設備を設ける設計とする。

また、開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、遮蔽設備等により放射線の漏えいを防止する設計とする。

遮蔽計算に当たっては、加工施設の特徴を考慮し、遮蔽設計上厳しい結果を与えるように計算する。

【補足説明資料 1 - 1】

(2) 遠隔操作

核燃料物質を取り扱う設備・機器は、制御室から遠隔又は自動で運転を行える設計とする。また、従事者がこれらの設備・機器の保守及び点検を行う際には、核燃料物質を設備・機器から一時保管設備又は貯蔵設備へ搬送できる設計とする。

【補足説明資料 1 - 1】

(3) 放射性物質の漏えい防止

放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めるために、系統、機器又はグローブボックスに放射性物質を閉じ込め、漏えいした場合においても、工程室及び燃料加工建屋内に保持することができる設計とする。

【第4条閉じ込めの機能 整理資料】

(4) 換気

気体廃棄物の廃棄設備による排気により、建屋、工程室、グローブボックスの順に気圧が低くなるよう維持することにより、放射性物質が漏えいした場合における汚染の拡大を防止する設計とする。

【第4条閉じ込めの機能 整理資料】

第二号について

設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。

また、MOX燃料加工施設の設計基準事故において、臨界等の通常時に比べ線量率が上昇する事象はないことから、設計基準事故時の線量率は通常時と同様である。したがって、通常時に対する遮蔽設計により、設計基準事故時においても、中央監視室、制御第1室及び制御第4室において施設状態の監視等に必要な操作を行うことが可能な設計とする。

【補足説明資料1-1】

2. 遮蔽等に係る設計方針

プルトニウムはウランに比べ、半減期が短く、 α 崩壊に伴う(α , n)反応及び自発核分裂の影響による中性子線の発生数もウランに比べ多く発生する。また、ガンマ線の発生数もウランに比べ多く、子孫核種の影響についても考慮する必要がある。

したがって、上記の特徴を踏まえ、加工施設で取り扱う核燃料物質からの放射線による被ばくを防止する観点から、ALARAの考えの下、公衆の線量及び従事者の線量が合理的に達成できる限り低くなるように遮蔽設計を行う。

2. 1 放射線遮蔽に関する設計

(1) 基本的な考え方

加工施設の遮蔽設計は、周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、公衆の線量及び従事者の立入場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるようにすることを基本とする。

このため、遮蔽設計として以下の対策を講ずる。

- ① 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう遮蔽その他適切な措置を講ずる。
- ② 安全機能を有する施設は、加工施設内における放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他加工施設内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる。

- ③ 加工施設において、従事者が立ち入る場所については、従事者の立入時間等を考慮して、遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、これを満足するように遮蔽設備を設ける。
- ④ 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線の漏えいを防止するための措置を講じ、遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。
- a. 建屋壁遮蔽を貫通する搬送路、ダクト、配管については、開口部及び貫通部が線源を直接見通さないような場所に設置する。
 - b. 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置を講ずる。
- ⑤ 遮蔽設計に当たっては、設備・機器の核燃料物質の取扱量、核燃料物質中のプルトニウム富化度、核分裂生成物の含有率並びに子孫核種の寄与も考慮したプルトニウム及びウランの仕様を遮蔽設計上厳しい条件で設定するとともに、遮蔽体の形状及び材質を考慮し、十分な安全裕度を見込んで評価を行う。また、遮蔽計算においては、許認可において使用実績があり、信頼性のある計算コードを用いる。
- ⑥ 設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故時においても、過度な放射線被ばくを

受けないよう遮蔽機能を確保することで中央監視室，制御第1室及び制御第4室において施設状態の監視等に必要な操作を行うことが可能な設計とする。

(2) 遮蔽設計の基準となる線量率

従事者が立ち入る場所に対する遮蔽設計の基準となる線量率は，従事者の立入時間等を考慮して，以下のとおり設定する。

以下に示す立入時間又は作業時間は，毎週必ず立ち入る時間を示すものではなく，立入りに際しては線量当量率，作業に要する時間，個人の線量等を考慮する。遮蔽設計の基準となる線量率の区分を添5第2図に示す。

- ① 管理区域外に対する遮蔽設計の基準となる線量率は， $2.6 \mu\text{Sv/h}$ とする。
- ② 管理区域内における遮蔽設計の基準となる線量率は，以下のとおりとする。
 - a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋は，以下のとおりとする。
 - (a) 制御室，廊下等においては，週40時間程度の立入時間を遮蔽設計上想定し， $12.5 \mu\text{Sv/h}$ とする。
 - (b) 現場監視第1室等においては，週10時間程度の立入時間を遮蔽設計上想定し， $50 \mu\text{Sv/h}$ とする。
 - b. 核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋は，以下のとおりとする。
 - (a) 粉末調整第1室，ペレット加工第1室，燃料棒加工第1室等は以下の設計を行う。

核燃料物質を取り扱う設備・機器は，制御室から遠隔又は

自動で運転を行える設計とし、従事者がこれらの設備・機器の保守及び点検を行う際には、核燃料物質を設備・機器から一時保管設備又は貯蔵設備へ搬送できる設計とする。

このため、これらの設備・機器を設置する部屋の遮蔽設計の基準となる線量率は、一時保管設備及び貯蔵設備を線源とし、週 10 時間程度の作業時間を遮蔽設計上想定し、作業位置で $50 \mu\text{Sv/h}$ とする。

- (b) 分析第 1 室等においては、核燃料物質がグローブボックス内に存在した状態で、運転員が当該グローブボックスを介し、作業を行う。

このため、遮蔽設計の基準となる線量率は、グローブボックス内の核燃料物質を線源とし、週 10 時間程度の作業時間を遮蔽設計上想定し、作業位置で $50 \mu\text{Sv/h}$ とする。

- (c) 粉末一時保管室、燃料集合体貯蔵室等においては、従事者の通常作業を想定しないため、遮蔽設計の基準となる線量率を $>50 \mu\text{Sv/h}$ とする。

ただし、これらの部屋で作業する必要がある場合には、線量当量率の測定、線源の移動、作業時間の制限、放射線防護具の着用等の放射線被ばく管理を実施する。

(3) 遮蔽設備

加工施設には、敷地周辺の公衆及び従事者の被ばくを低減するため以下の遮蔽設備を設ける。

加工施設の遮蔽の主要設備の仕様を添 5 第 2 表に示す。

① 建屋壁遮蔽

建屋壁遮蔽は、建屋壁及びスラブで構成する構築物であり、

工程室内，燃料集合体貯蔵室内等の核燃料物質からの放射線を低減するためのもので，コンクリートの遮蔽体で構成する。

② グローブボックス遮蔽

グローブボックス遮蔽は，グローブボックスに付設するものであり，グローブボックス内で取り扱う核燃料物質からの放射線を低減するためのもので，含鉛メタクリル樹脂の遮蔽体で構成する。

③ 遮蔽扉及び遮蔽蓋

遮蔽扉及び遮蔽蓋は，建屋壁遮蔽の開口部に設置し，工程室内，燃料集合体貯蔵室内等の核燃料物質を取り扱う設備・機器からの放射線を低減するためのもので，コンクリート，ポリエチレン，ステンレス鋼又は鋼材の遮蔽体で構成する。

④ 補助遮蔽

補助遮蔽は，上記(3)①②③以外の遮蔽であり，核燃料物質を内蔵する設備・機器からの放射線を低減するためのもので，ポリエチレン，鉛，ステンレス鋼又は鋼材の遮蔽体で構成する。

(4) 遮蔽設計に用いる線源

遮蔽設計に用いる線源は，遮蔽設計上厳しい条件となるように以下のとおり設定する。

① 線源の仕様

a. プルトニウム富化度

原料粉末受入工程の設備は 60%とし，粉末調整工程は設備に応じて 60%，33%又は 18%，ペレット加工工程の設備は 18%，燃料棒加工工程の設備は BWR 型の燃料棒 17%，PWR 型の燃料棒 18%，燃料集合体組立工程以降の設備について

は燃料集合体平均プルトニウム富化度でBWR型 11%，PWR型 14%と設定する。

b. プルトニウム及びウラン

原料MOX粉末は再処理施設から受け入れるため，プルトニウム及びウランの仕様は，再処理施設で1日当たり再処理する使用済燃料の仕様による。使用済燃料の遮蔽設計用の燃料仕様は以下のとおりである⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾。

【補足説明資料2-1】

項目	範囲
照射前燃料濃縮度	最低 3.5% ^(注1)
比出力	最高 BWR型 40MW/t・U _{pr} ^(注2) PWR型 60MW/t・U _{pr} 最低 BWR型 10MW/t・U _{pr} PWR型 10MW/t・U _{pr}
使用済燃料集合体平均燃焼度	最高 45GWd/t・U _{pr}
原子炉停止時から再処理までの期間	最低 4年

注1 質量百分率を示す。以下同じ。

注2 t・U_{pr}は，照射前金属ウラン換算質量を示す。以下同じ。

プルトニウム及びウランの仕様は，子孫核種の寄与も考慮して，ガンマ線又は中性子線について，遮蔽設計用の燃料仕様の範囲のうちそれぞれ最大の線量率又は最大の中性子発生

数となる次の燃料仕様⁽⁵⁾から設定する。

	ガンマ線		中性子線
元素	プルトニウム	ウラン	プルトニウム
燃料型式	PWR	PWR	BWR
照射前燃料濃縮度	3.5%	3.5%	3.5%
比出力	60MW/t・U _{pr}	10MW/t・U _{pr}	10MW/t・U _{pr}
使用済燃料集合体 平均燃焼度	45GWd/t・U _{pr}	45GWd/t・U _{pr}	45GWd/t・U _{pr}
原子炉停止時から 再処理までの期間	4年	10年	4年
再処理施設における 精製後の期間	18年	10年	30年

c. 核分裂生成物等

原料MOX粉末中に不純物として含まれる核分裂生成物の含有率は、ウラン1g・HM当たり 1.85×10^4 Bq、プルトニウム1g・HM当たり 4.44×10^5 Bqとし、ルテニウムとロジウムで代表する。

また、ウラン1g・HM当たりプルトニウム及びネプツニウムがそれぞれ7500 α dpm含まれるものとする⁽¹⁴⁾。

② 線源強度

a. ガンマ線

ガンマ線の線源強度は、①に基づき ORIGEN-2⁽⁶⁾コードにより設定する。

また、プルトニウム及びウランの子孫核種の寄与も考慮するため、最大の線量率となるように再処理施設での精製後の期間を設定する。

原料MOX粉末のガンマ線エネルギースペクトルを添5第3表に示す。

b. 中性子線

中性子線の線源強度は、①に基づき ORIGEN-2 コードにより設定する。

また、プルトニウムの子孫核種の寄与も考慮するため、最大の中性子発生数となるように再処理施設での精製後の期間を設定する。

中性子線のエネルギースペクトルは、主要な発生源であるプルトニウム-239の中性子核分裂反応によって発生する中性子線のエネルギースペクトルとする。

(5) 線量率換算係数

ガンマ線線束から実効線量率への換算係数は、ICRP Publication 74⁽⁵¹⁾によるガンマ線フルエンスから空気カーマへの換算係数及び「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号)」に示された空気カーマから実効線量への換算係数から算出する。中性子線線束から実効線量率への換算係数は、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める

件（平成12年科学技術庁告示第5号）」に示された換算係数から算出する。

添5第2表 加工施設の遮蔽の主要設備の仕様

主要設備	仕様	
	材料	厚さ
燃料加工建屋 外壁	コンクリート	約 120cm 以上
工程室（貯蔵施設を囲む範囲）	コンクリート	約 60cm 以上
燃料棒貯蔵室	コンクリート	約 60cm 以上
燃料集合体貯蔵室	コンクリート	約 30cm 以上
貯蔵容器一時保管室	コンクリート	約 60cm 以上

添5第3表 原料MOX粉末のガンマ線エネルギースペクトル

上限エネルギー (MeV)	スペクトル ^(注1)
2.0×10^{-2}	5.44×10^{-1}
3.0×10^{-2}	2.88×10^{-2}
4.5×10^{-2}	3.06×10^{-3}
7.0×10^{-2}	4.23×10^{-1}
1.0×10^{-1}	5.33×10^{-4}
1.5×10^{-1}	4.81×10^{-4}
3.0×10^{-1}	1.84×10^{-4}
4.5×10^{-1}	3.59×10^{-5}
7.0×10^{-1}	2.04×10^{-5}
1.0×10^0	5.05×10^{-6}
1.5×10^0	8.58×10^{-7}
2.0×10^0	4.01×10^{-7}
2.5×10^0	5.38×10^{-8}
3.0×10^0	2.49×10^{-6}
4.0×10^0	7.51×10^{-9}
6.0×10^0	2.82×10^{-9}
8.0×10^0	3.16×10^{-10}
1.1×10^1	3.59×10^{-11}

注1 全エネルギー群の合計が1となるように規格化した。

- 1 床ドレン回収槽第1室
- 2 床ドレン回収槽第2室



設計対象		遮蔽設計の基準となる線量率	凡例	
管理区域外		$\leq 2.6 \mu\text{Sv/h}$		
管理区域内	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋	制御室、廊下等（週40時間程度の立入時間）を想定	$\leq 12.5 \mu\text{Sv/h}$	
		現場監視第1室等（週10時間程度の立入時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
		分析第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
	粉末一時保管室等を想定	$> 50 \mu\text{Sv/h}$		

添5第2図(1) 遮蔽設計区分図（燃料加工建屋地下ピット階）

は核不拡散上の観点から公開できません。

- | | | | |
|-------------|------------------|-----------------|------------|
| 1 貯蔵容器一時保管室 | 11 ペレット加工第1室 | 21 南第2制御盤室 | 31 南第1制御盤室 |
| 2 原料受払室 | 12 ペレット加工第2室 | 22 貯蔵容器受入第2室 | 32 メンテナンス室 |
| 3 粉末調整第1室 | 13 ペレット加工第3室 | 23 液体廃棄物処理第1室 | 33 現場監視第1室 |
| 4 粉末調整第2室 | 14 ペレット加工第4室 | 24 液体廃棄物処理第2室 | 34 現場監視第2室 |
| 5 粉末調整第3室 | 15 ペレット一時保管室 | 25 液体廃棄物処理第3室 | |
| 6 粉末調整第4室 | 16 ペレット・スクラップ貯蔵室 | 26 常用電気第2室 | |
| 7 粉末調整第5室 | 17 点検第1室 | 27 北第3制御盤室 | |
| 8 粉末調整第6室 | 18 点検第2室 | 28 北第2制御盤室 | |
| 9 粉末調整第7室 | 19 点検第3室 | 29 ダンパ駆動用ポンペ第1室 | |
| 10 粉末一時保管室 | 20 点検第4室 | 30 ダンパ駆動用ポンペ第2室 | |



設計対象		遮蔽設計の基準となる線量率	凡例	
管理区域外		$\leq 2.6 \mu\text{Sv/h}$		
管理区域内	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋	制御室、廊下等（週40時間程度の立入時間）を想定 $\leq 12.5 \mu\text{Sv/h}$		
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	現場監視第1室等（週10時間程度の立入時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
		粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
		分析第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
		粉末一時保管室等を想定	$> 50 \mu\text{Sv/h}$	

添5第2図(2) 遮蔽設計区分図 (燃料加工建屋地下3階)

□は核不拡散上の観点から公開できません。

- 1 貯蔵容器搬送用洞道
- 2 貯蔵容器受入第1室
- 3 制御第1室

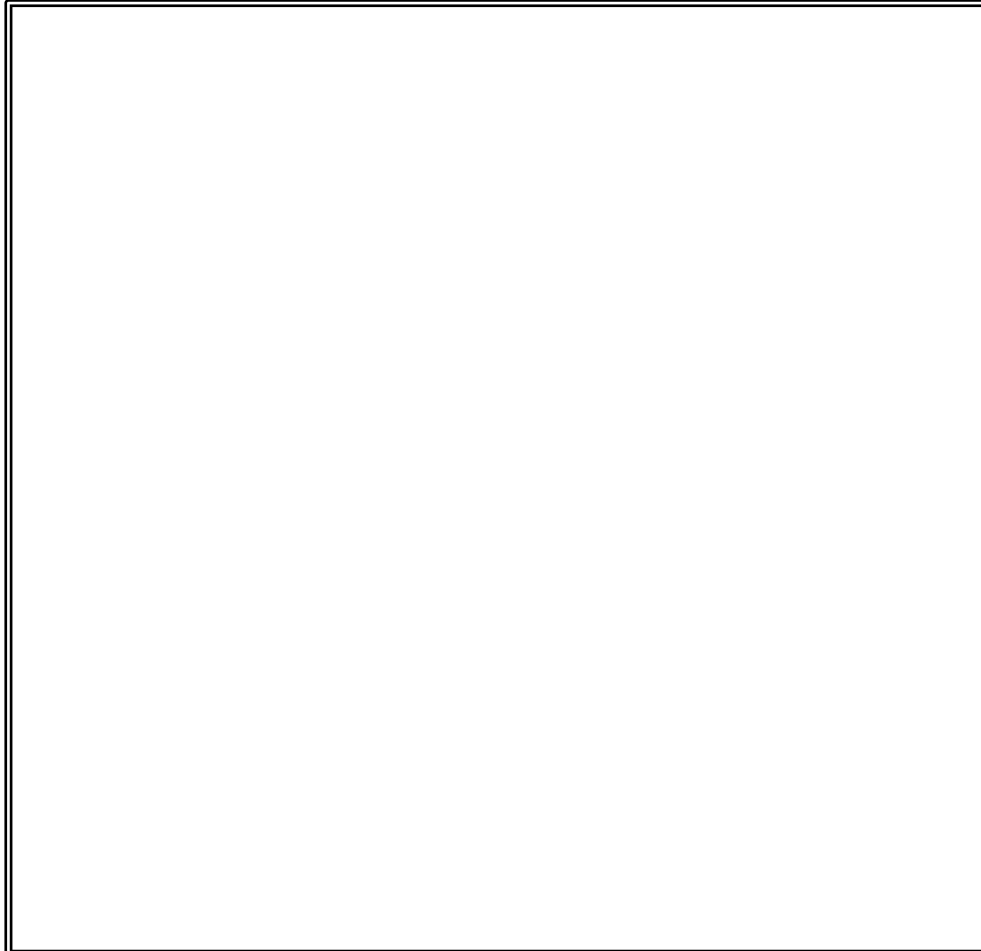


設計対象		遮蔽設計の基準となる線量率	凡例
管理区域外		$\leq 2.6 \mu\text{Sv/h}$	
管理区域内	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋	制御室、廊下等（週40時間程度の立入時間を想定） $\leq 12.5 \mu\text{Sv/h}$	
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	現場監視第1室等（週10時間程度の立入時間を想定） $\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
		粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等（週10時間程度の作業時間を想定） $\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
		分析第1室等（週10時間程度の作業時間を想定） $\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
		粉末一時保管室等を想定 $> 50 \mu\text{Sv/h}$	

添5第2図(3) 遮蔽設計区分図（燃料加工建屋地下3階中2階）

☐は核不拡散上の観点から公開できません。

- | | | |
|---------------|---------------|----------|
| 1 ウラン粉末準備室 | 11 燃料集合体組立第2室 | 21 制御第5室 |
| 2 スクラップ処理室 | 12 燃料集合体洗浄検査室 | |
| 3 ペレット立会室 | 13 燃料集合体部材準備室 | |
| 4 燃料棒加工第1室 | 14 分析第1室 | |
| 5 燃料棒加工第2室 | 15 分析第2室 | |
| 6 燃料棒加工第3室 | 16 分析第3室 | |
| 7 燃料棒貯蔵室 | 17 制御第4室 | |
| 8 燃料棒受入室 | 18 北第8制御盤室 | |
| 9 燃料棒解体室 | 19 制御第2室 | |
| 10 燃料集合体組立第1室 | 20 制御第3室 | |



設計対象		遮蔽設計の基準となる線量率	凡例
管理区域外		$\leq 2.6 \mu\text{Sv/h}$	
管理区域内	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋	制御室、廊下等（週40時間程度の立入時間）を想定 $\leq 12.5 \mu\text{Sv/h}$	
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	現場監視第1室等（週10時間程度の立入時間）を想定 $\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定 $\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	分析第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定 $\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	粉末一時保管室等を想定 $> 50 \mu\text{Sv/h}$	

添5第2図(4) 遮蔽設計区分図 (燃料加工建屋地下2階)

□は核不拡散上の観点から公開できません。

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 1 燃料集集体組立クレーン室 | 9 排気フィルタ第3室 | 17 リフタ室 |
| 2 梱包室 | 10 廃棄物保管第1室 | 18 溶接施行試験室 |
| 3 梱包準備室 | 11 選別作業室 | 19 窒素消火設備第1室 |
| 4 ウラン貯蔵室 | 12 冷却機械室 | 20 ダンパ駆動用ポンペ第3室 |
| 5 燃料集集体貯蔵室 | 13 廃油保管室 | |
| 6 排風機室 | 14 制御第6室 | |
| 7 排気フィルタ第1室 | 15 オイルタンク室 | |
| 8 排気フィルタ第2室 | 16 非常用発電機燃料ポンプ室 | |

エネルギー管理建屋

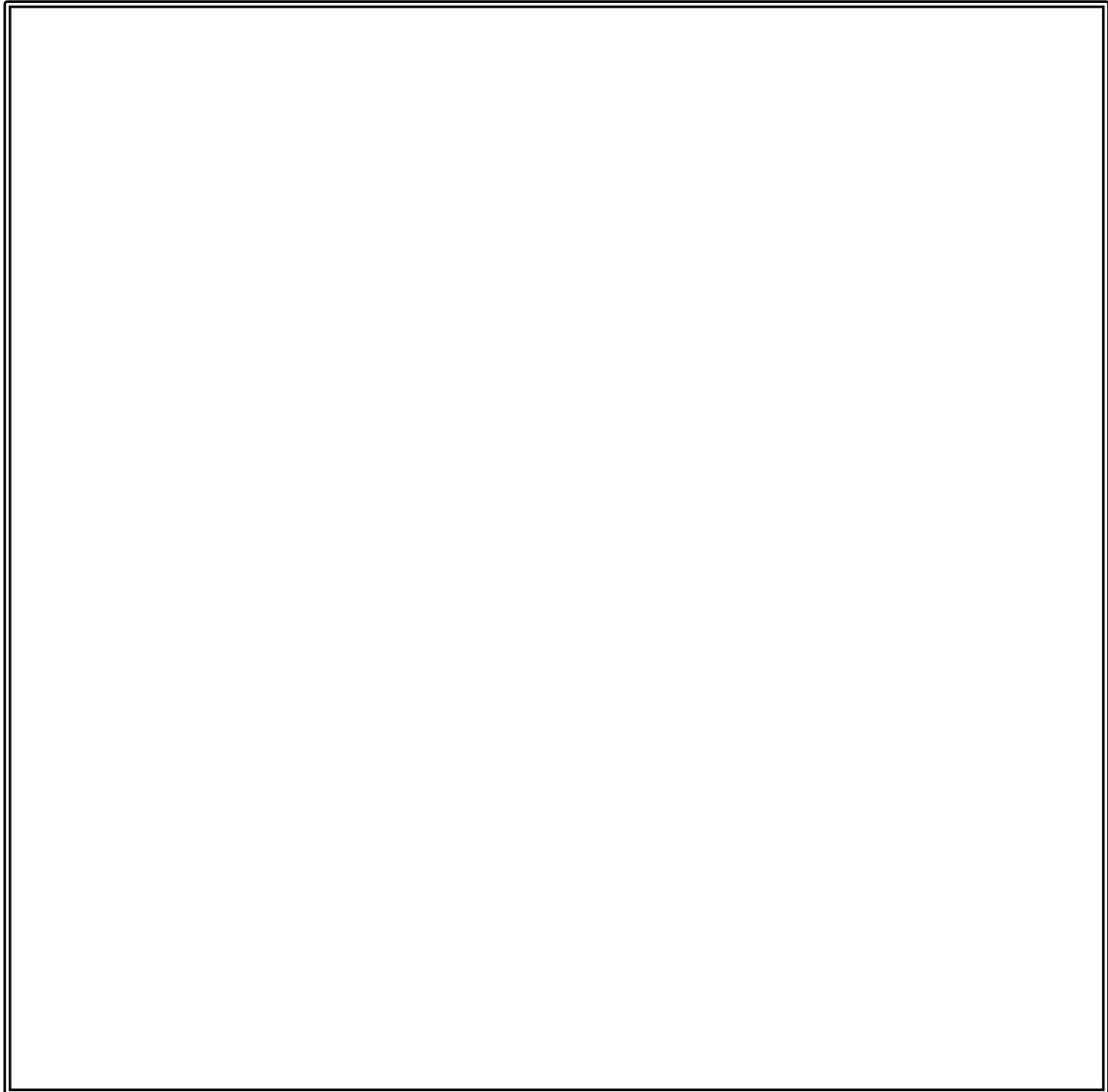


設計対象		遮蔽設計の基準となる線量率	凡例
管理区域外		$\leq 2.6 \mu\text{Sv/h}$	
管理区域内	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋	制御室、廊下等（週40時間程度の立入時間）を想定 現場監視第1室等（週10時間程度の立入時間）を想定	$\leq 12.5 \mu\text{Sv/h}$ $\leq 50 \mu\text{Sv/h}$
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定 分析第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定 粉末一時保管室等を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$ $\leq 50 \mu\text{Sv/h}$ $> 50 \mu\text{Sv/h}$

添5第2図(5) 遮蔽設計区分図（燃料加工建屋地下1階）

□は核不拡散上の観点から公開できません。

- | | | | |
|-------------|-------------|-----------------|----------------|
| 1 貯蔵梱包クレーン室 | 11 除染室 | 21 非常用電気A室 | 31 非常用発電機A制御盤室 |
| 2 輸送容器保管室 | 12 放管試料前処理室 | 22 非常用蓄電池A室 | 32 非常用発電機B制御盤室 |
| 3 輸送容器検査室 | 13 放射能測定室 | 23 非常用発電機B室 | 33 窒素消火設備第2室 |
| 4 入出庫室 | 14 計算機室 | 24 非常用電気B室 | |
| 5 出入管理室 | 15 中央監視室 | 25 非常用蓄電池B室 | |
| 6 入域室 | 16 非常用蓄電池E室 | 26 二酸化炭素消火設備第1室 | |
| 7 退域室 | 17 非常用電気E室 | 27 二酸化炭素消火設備第2室 | |
| 8 汚染検査室 | 18 非常用制御盤A室 | 28 混合ガス受槽室 | |
| 9 放射線管理室 | 19 非常用制御盤B室 | 29 混合ガス計装ラック室 | |
| 10 現場放射線管理室 | 20 非常用発電機A室 | 30 入出庫室前室 | |

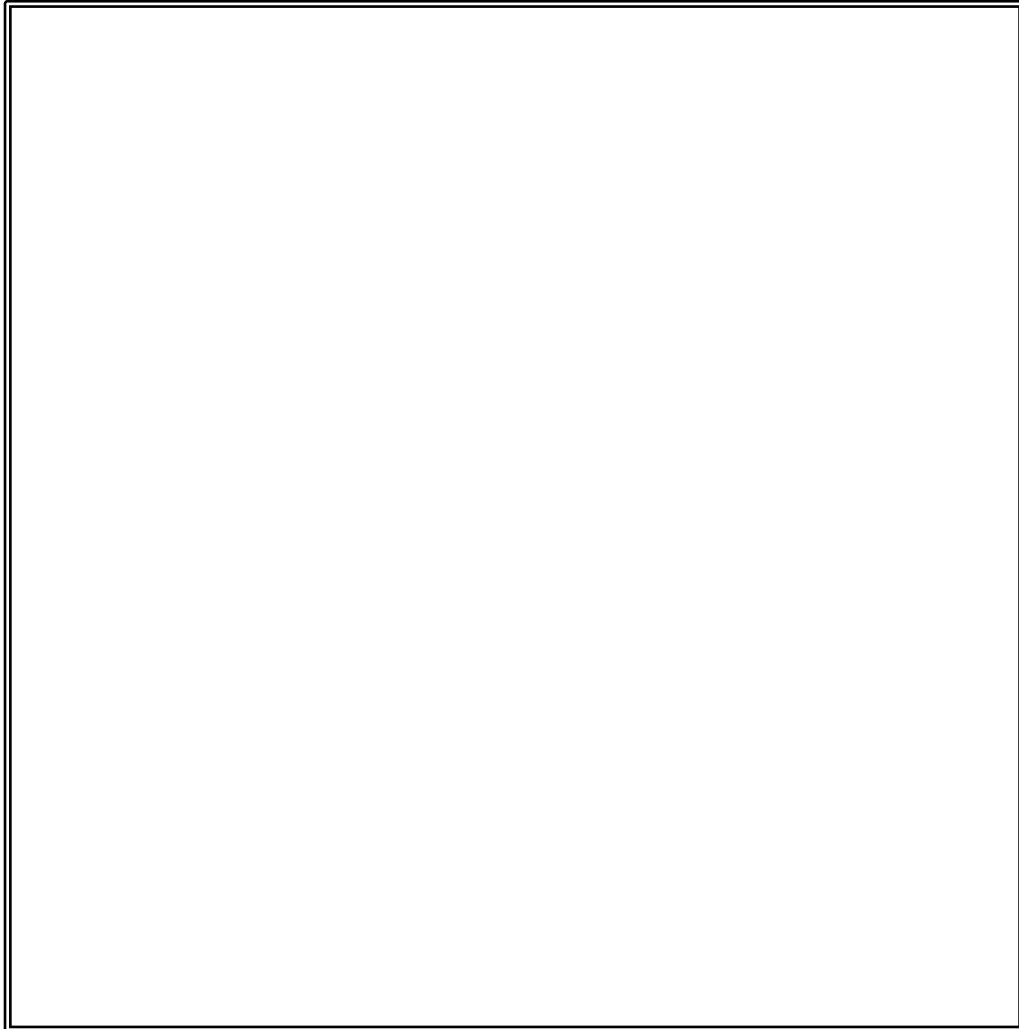


設計対象			遮蔽設計の基準となる線量率	凡例
管理区域外			$\leq 2.6 \mu\text{Sv/h}$	
管理区域内	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋	制御室、廊下等（週40時間程度の立入時間）を想定	$\leq 12.5 \mu\text{Sv/h}$	
		現場監視第1室等（週10時間程度の立入時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
		分析第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
		粉末一時保管室等を想定	$> 50 \mu\text{Sv/h}$	

添5第2図(6) 遮蔽設計区分図（燃料加工建屋地上1階）

□は核不拡散上の観点から公開できません。

- 1 給気機械・フィルタ室
- 2 固体廃棄物払出準備室
- 3 非常用発電機給気機械A室
- 4 非常用発電機給気機械B室
- 5 荷卸室
- 6 熱源機械室
- 7 設備搬入口前室
- 8 常用電気第1室
- 9 廃棄物保管第2室



設計対象		遮蔽設計の基準となる線量率	凡例	
管理区域外		$\leq 2.6 \mu\text{Sv/h}$		
管理区域内	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋	制御室、廊下等（週40時間程度の立入時間）を想定 $\leq 12.5 \mu\text{Sv/h}$		
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	現場監視第1室等（週10時間程度の立入時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
		粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	分析第1室等（週10時間程度の作業時間）を想定	$\leq 50 \mu\text{Sv/h}$	
		粉末一時保管室等を想定	$> 50 \mu\text{Sv/h}$	

添5第2図(7) 遮蔽設計区分図（燃料加工建屋地上2階）

□は核不拡散上の観点から公開できません。

3. 直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量評価結果

加工施設における燃料集合体の貯蔵等に起因するガンマ線及び中性子線による公衆の線量を評価する。なお、評価に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）」を参考とする。

3. 1 評価方法の概要

加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界において実効線量を計算し、評価する。

ガンマ線及び中性子線線源は、加工施設における放射性物質の最大貯蔵能力から設定し、実効線量は信頼性のある一次元輸送計算コードANISN⁽⁹⁾を用いて計算する。

3. 2 評価条件

(1) 線源

線量の評価に用いる線源は、貯蔵施設及び廃棄施設のうち、燃料集合体貯蔵設備における燃料集合体の最大貯蔵能力を考慮して、燃料集合体貯蔵設備に貯蔵する燃料集合体貯蔵チャンネル内のBWR 9×9型燃料集合体880体とする。

その他の貯蔵設備は、地下3階または地下2階に設置しており、設備を取り囲むコンクリート壁、建屋外壁等により、普通コンクリート180cm以上の遮蔽を有している。したがって、燃料集合体貯蔵設備以外の貯蔵施設及び廃棄施設の線源については、その量、建屋内の配置及び床、壁等による減衰により、燃料集合体貯蔵設備からの線量に比べて小さく無視できる。

評価に用いる線源の組成及び線源強度は、「2. 1(4) 遮蔽設計に

用いる線源」と同じとする。

(2) 評価地点

線量の評価地点は、周辺監視区域境界上とする。

(3) 評価方法

評価地点における放射線束の計算は、一次元輸送計算コードANISN及びJSD120 群ライブラリ⁽¹²⁾を用いて、直接線及びスカイシャイン線を一括して評価する。

評価においては、線源は球形状にモデル化し、また、遮蔽は燃料集合体貯蔵設備を取り囲むコンクリート壁等を考慮し、普通コンクリート（密度 $2.15\text{g}/\text{cm}^3$ ） 150cm とする。

放射線束から実効線量への換算は、ガンマ線については国際放射線防護委員会のICRP Publication 74⁽¹⁰⁾によるガンマ線の放射線束から空気カーマへの換算係数及び「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」（以下、「平成12年科学技術庁告示第5号」という。）に定められた空気カーマから実効線量への換算係数を用い、中性子線については「平成12年科学技術庁告示第5号」に定められた換算係数を用いる。

3. 3 評価結果

加工施設から周辺監視区域境界までの距離が最短（約 450m ）となる南南西方向の周辺監視区域境界上の地点で評価した結果、直接線及びスカイシャイン線による公衆の実効線量は $3 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}/\text{y}$ となる。実効線量が最大となる評価地点を添6第1図に示す。

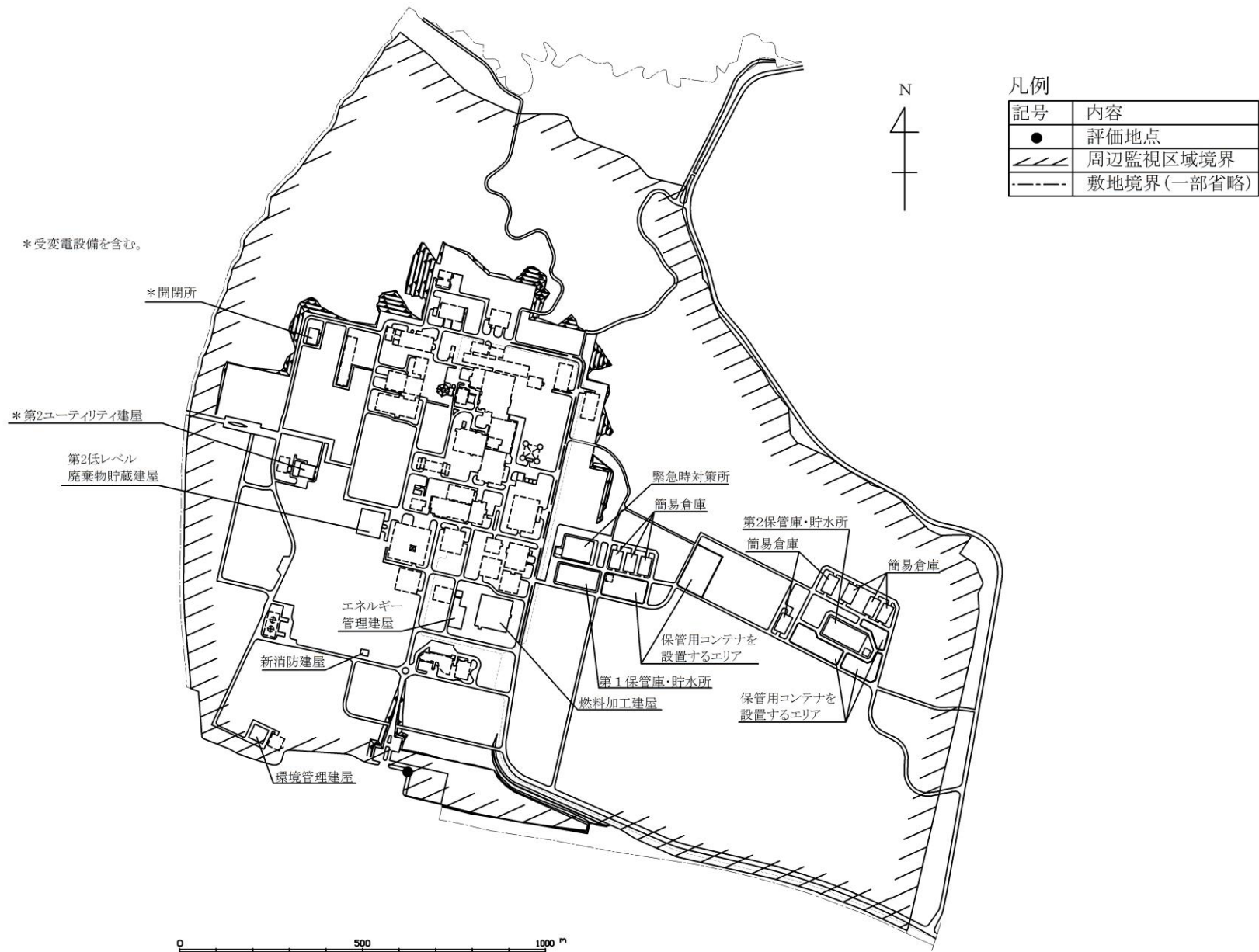
3. 4 放射性物質の放出等に伴う公衆の線量評価結果

加工施設から放出される排気中及び排水中の放射性物質による公衆の線量は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」において定められた線量目標値（ $50 \mu\text{Sv/y}$ ）を下回る。

加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界における公衆の実効線量は、約 $3 \times 10^{-1} \mu\text{Sv/y}$ であり、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度（実効線量について 1mSv/y ）を下回る。ガンマ線による皮膚及び眼の水晶体の等価線量は、放射線束からの換算係数が実効線量とほぼ等しいため、実効線量と同等となる。また、中性子線による皮膚及び眼の水晶体の等価線量については、実効線量の限度が守られていれば皮膚及び眼の水晶体の限度を超えることはない⁽¹⁰⁾。これらのことより、皮膚及び眼の水晶体の等価線量についても線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度（皮膚の等価線量について 50mSv/y 、眼の水晶体の等価線量について 15mSv/y ）を下回る。

以上のように、平常時における加工施設から環境への放射性物質の放出等に伴う公衆の線量は、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度を下回るとともに、合理的に達成できる限り低い。

なお、再処理施設及び廃棄物管理施設に起因する線量を考慮しても、公衆の線量は、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度に比べ小さい。



添6第1図 加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量評価地点

事業許可基準規則第3条と許認可実績・適合方針との比較表 (1/5)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (遮蔽等)</p> <p>第三条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>ロ. 建物の構造 (ロ)構造</p> <p>(5) 放射線のしゃへいに関する構造</p> <p>① 加工施設における主要な建物は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」(以下、「平成12年科学技術庁告示第13号」という。)で定める線量限度を超えないようにすることはもちろん、一般公衆の線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるよう設計する。</p> <p>② シャへい材は、主としてコンクリートを用いる。</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (ロ)放射線しゃへい</p> <p>(1) 基本的な考え方 加工施設のしゃへい設計は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「平成12年科学技術庁告示第13号」で定める線量限度を超えないようにすることはもちろん、一般公衆の線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるようにすることを基本とする。 このため、以下の対策を講ずる。</p> <p>① 加工施設からの平常時の直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量が合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ロ) 放射線の遮蔽に関する構造</p> <p>周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者(以下「従事者」という。)の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の線量及び従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる。</p> <p>(1) 平常時の直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じた設計とする。</p> <p>添付書類五 イ. 安全設計 (ロ)安全機能を有する施設 (2)遮蔽等</p> <p>① 基本的な考え方 MOX燃料加工施設の遮蔽設計は、周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、公衆の線量及び従事者の立入場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるようにすることを基本とする。 このため、遮蔽設計として以下の対策を講ずる。</p> <p>a. 安全機能を有する施設は、通常時においてMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう遮蔽その他適切な措置を講ずる。</p>	<p>「工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。」について、既許可申請書本文ロ項に一般公衆の線量が十分低くなるよう設計することを記載している。</p> <p>また、本文記載事項に対する設計方針として、既許可申請書添付書類五「ロ.(ロ)放射線しゃへい」に加工施設からの平常時の直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の受ける線量が合理的に達成できる限り低くなるように設計することを記載している。</p> <p>したがって、規則において、指針から明確化された内容は、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、記載の適正化の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【記載の適正化(適用告示の反映)】 線量限度等を定める告示が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」へ変更になったことを反映</p> <p>【記載の適正化(添付書類記載内容の取り込み)】 直接線及びスカイシャイン線に係る措置を記載</p>

事業許可基準規則第3条と許認可実績・適合方針との比較表（2/5）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (遮蔽等)</p> <p>2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。</p> <p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (第3条 遮蔽等)</p> <p>2 第2項第1号の規定については、場所ごとに遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分すること。また、放射線を遮蔽するための壁等に、開口部又は配管等の貫通部があるものに対しては、壁等の外側の線量率が遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、必要に応じ放射線漏えい防止措置が講じられていること。</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (ロ)放射線しゃへい</p> <p>(1) 基本的な考え方 加工施設のしゃへい設計は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「平成12年科学技術庁告示第13号」で定める線量限度を超えないようにすることはもちろん、一般公衆の線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるようにすることを基本とする。 このため、以下の対策を講ずる。</p> <p>② 加工施設において、放射線業務従事者が立ち入る場所については、放射線業務従事者の立入時間等を考慮して、しゃへい設計の基準となる線量率を適切に設定し、これを満足するようにしゃへい壁等を設ける。</p> <p>設計及び工事の方法の認可 添付書類II 放射線による被ばくの防止に関する説明書 4. 開口部等からの放射線の漏えい防止の方針 建屋壁しゃへいに搬送路等の開口部、又は、ダクト、配管等の貫通部がある場合で、これらにより「しゃへい設計の基準となる線量率」を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線の漏えいを防止するための措置を講じ、「しゃへい設計の基準となる線量率」を満足する設計とする。 (1) 建屋壁しゃへいを貫通する搬送路、ダクト、配管等については、原則として、開口部又は貫通部が線源を直接見通さないような場所に設置する。 (2) 貯蔵室等の開口部及び貫通部には、必要に応じて、しゃへい扉、補助しゃへい体等を設置する措置を講じる。</p>	<p>ロ. 建物の構造 (ロ)構造</p> <p>(5) 放射線のしゃへいに関する構造</p> <p>① 加工施設における主要な建物は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」(以下、「平成12年科学技術庁告示第13号」という。)で定める線量限度を超えないようにすることはもちろん、一般公衆の線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるよう設計する。</p> <p>② しゃへい材は、主としてコンクリートを用いる。</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (ロ)放射線しゃへい</p> <p>(1) 基本的な考え方 加工施設のしゃへい設計は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「平成12年科学技術庁告示第13号」で定める線量限度を超えないようにすることはもちろん、一般公衆の線量及び放射線業務従事者の立入場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるようにすることを基本とする。 このため、以下の対策を講ずる。</p> <p>② 加工施設において、放射線業務従事者が立ち入る場所については、放射線業務従事者の立入時間等を考慮して、しゃへい設計の基準となる線量率を適切に設定し、これを満足するようにしゃへい壁等を設ける。</p> <p>設計及び工事の方法の認可 添付書類II 放射線による被ばくの防止に関する説明書 4. 開口部等からの放射線の漏えい防止の方針 建屋壁しゃへいに搬送路等の開口部、又は、ダクト、配管等の貫通部がある場合で、これらにより「しゃへい設計の基準となる線量率」を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線の漏えいを防止するための措置を講じ、「しゃへい設計の基準となる線量率」を満足する設計とする。 (1) 建屋壁しゃへいを貫通する搬送路、ダクト、配管等については、原則として、開口部又は貫通部が線源を直接見通さないような場所に設置する。 (2) 貯蔵室等の開口部及び貫通部には、必要に応じて、しゃへい扉、補助しゃへい体等を設置する措置を講じる。</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ロ) 放射線の遮蔽に関する構造</p> <p>周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者(以下「従事者」という。)の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の線量及び従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる。</p> <p>(2) 管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じた設計とする。</p> <p>② 従事者の立入時間等を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの基準線量率を満足する設計とする。</p> <p>③ 放射線を遮蔽するための壁、床、天井に開口部又は貫通部があるものに対しては、遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、必要に応じ、放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。</p> <p>④ 遮蔽材は、主としてコンクリートを用いるが、その他必要に応じてステンレス鋼、ポリエチレン等を用いる設計とする。</p> <p>添付書類五 イ. 安全設計 (ロ)安全機能を有する施設 (2)遮蔽等</p> <p>① 基本的な考え方 MOX燃料加工施設の遮蔽設計は、周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、公衆の線量及び従事者の立入場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるようにすることを基本とする。 このため、遮蔽設計として以下の対策を講ずる。</p> <p>b. 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる。</p> <p>c. MOX燃料加工施設において、従事者が立ち入る場所については、従事者の立入時間等を考慮して、遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、これを満足するように遮蔽設備を設ける。</p> <p>d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線の漏えいを防止するための措置を講じ、遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。 (a)建屋壁遮蔽を貫通する搬送路、ダクト、配管については、開口部及び貫通部が線源を直接見通さないような場所に設置する。 (b)建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置を講ずる。</p>	<p>「管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。」について、既許可申請書本文ロ項に放射線業務従事者の線量の低減に留意し、合理的に達成できる限り低くなるように設計すると記載されている。 また、本文記載事項に対する設計方針として、既許可申請書添付書類五「ロ.(ロ)放射線しゃへい」に放射線業務従事者が立ち入る場所について、しゃへい設計の基準となる線量率を設定し、これを満足するようにしゃへい壁等を設けることを記載している。 さらに、既認可申請書添付書類II 4.に放射線を遮蔽するための壁等に開口部又は貫通部がある場合に遮蔽設計の基準となる線量率を満足するための措置を記載している。</p> <p>したがって、規則において、指針から明確化された内容は、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、記載の適正化の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【記載の適正化(適用告示の反映)】 線量限度等を定める告示が「核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」へ変更になったことを反映</p> <p>【記載の適正化(規則表現の反映)】 規則第2項第1号の取り込み</p> <p>【記載の適正化(添付書類記載内容の取り込み)】 遮蔽設計の基準となる線量率を設定し、基準線量率を満足する設計を記載</p> <p>【記載の適正化(設工認記載内容の取り込み)】 開口部又は貫通部に対する措置を記載 遮蔽設備の記載を考慮し、記載の拡充</p>

事業許可基準規則第3条と許認可実績・適合方針との比較表 (3/5)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (第3条 遮蔽等)</p> <p>3 上記の「遮蔽設計」とは、遮蔽計算に用いられる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込むことをいう。</p>	<p>ロ. 建物の構造 記載なし</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (ロ)放射線しゃへい (1) 基本的な考え方</p> <p>④ しゃへい設計に用いる線源は、加工施設の特徴を考慮し、しゃへい設計上厳しい結果を与えるように設定する。</p> <p>⑤ しゃへい計算においては、十分信頼性のある計算コードを用いるとともに、しゃへい等のモデルに十分な安全裕度を見込む。</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ロ) 放射線の遮蔽に関する構造</p> <p>⑤ 遮蔽設計に当たっては、遮蔽計算に用いる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込む。また、遮蔽計算においては、許認可において使用実績があり、信頼性のある計算コードを使用する。</p> <p>添付書類五 イ. 安全設計 (ロ)安全機能を有する施設 (2)遮蔽等</p> <p>⑤ 遮蔽設計に当たっては、設備・機器の核燃料物質の取扱量、核燃料物質中のプルトニウム富化度、核分裂生成物の含有率並びに子孫核種の寄与も考慮したプルトニウム及びウランの仕様を遮蔽設計上厳しい条件で設定するとともに、遮蔽体の形状及び材質を考慮し、十分な安全裕度を見込んで評価を行う。また、遮蔽計算においては、許認可において使用実績があり、信頼性のある計算コードを用いる。</p>	<p>「遮蔽計算に用いられる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込むこと」については、既許可申請書添付書類五「ロ.(ロ)放射線しゃへい」にしゃへい設計に用いる線源は、加工施設の特徴を考慮し、しゃへい設計上厳しい結果を与えるように設定すること及びしゃへい計算においては、十分信頼性のある計算コードを用いるとともに、しゃへい等のモデルに十分な安全裕度を見込むことを記載している。</p> <p>したがって、規則において、指針から明確化された内容は、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、記載の明確化の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【記載の適正化（添付書類記載内容の取り込み）】 遮蔽設計に当たり、十分な安全裕度を見込むことを記載。</p>
<p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (第3条 遮蔽等)</p> <p>4 第2項第1号に規定する「線量を低減できるよう」とは、As Low As Reasonably Achievable (ALARA) の考え方の下、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じた設計をいう。</p>	<p>ロ. 建物の構造 記載なし</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ)閉じ込めの機能</p> <p>② グローブボックス等、フード等及びこれらを収納する構築物には、以下の事項を満足する換気設備を設ける。</p> <p>a. 換気設備は、核燃料物質が漏えいし難く、かつ逆流し難い構造とする。</p> <p>b. 換気設備により、グローブボックス等及びグローブボックス等を直接収納する構築物は、原則として、常時負圧に保つ設計とする。また、それぞれの気圧は、原則として、核燃料物質の飛散のおそれのある順に低くする設計とする。</p> <p>(ロ)放射線しゃへい (2)しゃへい設計の基準となる線量率</p> <p>②(a) 粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等は、以下の設計を行う。</p> <p>核燃料物質を取り扱う設備・機器は、原則として、制御室から遠隔・自動で運転を行い、放射線業務従事者がこれらの設備・機器の保守・点検を行う際には、核燃料物質を設備・機器から一時保管設備又は貯蔵設備へ搬送できる設計とする。</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ロ) 放射線の遮蔽に関する構造</p> <p>(2) 管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じた設計とする。</p> <p>① 遮蔽その他適切な措置としては、従事者の作業性等を考慮し、遮蔽及び機器を配置する設計とするとともに、遠隔操作を可能とし、放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことにより、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>添付書類五 イ. 安全設計 (ロ)安全機能を有する施設 (3)閉じ込めの機能</p> <p>i. 換気設備 換気設備は、グローブボックス建屋排気設備、工程室排気設備、建屋グローブボックス排気設備、給気設備及び室素循環設備で構成し、以下の設計とする。</p> <p>(a)構造 換気設備は、排気ダクトをフランジ又は溶接で接続する構造とし、高性能エアフィルタ、排風機及び逆止ダンパを設けて、放射性物質が漏えいしにくく、かつ逆流しにくい構造とする。</p> <p>(b)負圧順序 負圧順序は、負圧が深い方からグローブボックス等、工程室等、工程室外の廊下等の順になるようにし、放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>(2)遮蔽等 ②遮蔽設計の基準となる線量率</p> <p>b. (b) i. 粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等は、以下の設計を行う。</p> <p>核燃料物質を取り扱う設備・機器は、原則として、制御室から遠隔・自動で運転を行い、放射線業務従事者がこれらの設備・機器の保守・点検を行う際には、核燃料物質を設備・機器から一時保管設備又は貯蔵設備へ搬送できる設計とする。</p>	<p>「放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じた設計をいう。」については、既許可申請書添付書類五に換気設備を設けること、放射性物質の漏えいを防止すること及び主要な工程について、遠隔・自動運転を可能にすることを記載している。</p> <p>したがって、規則において、指針から明確化された内容は、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、記載の明確化の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【記載の適正化（添付書類記載内容の取り込み）】 線量低減のために、所要の放射線防護上の措置を講じることを記載。</p>

事業許可基準規則第3条と許認可実績・適合方針との比較表（4/5）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 二 放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。</p>	<p>ロ. 建物の構造 記載なし</p> <p>添付書類五 記載なし</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ロ) 放射線の遮蔽に関する構造 (3) <u>設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故時においても、過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保することで中央監視室、制御第1室及び制御第4室において施設状態の監視等に必要な操作を行うことが可能な設計とする。</u></p> <p>添付書類五 イ. 安全設計 (ロ)安全機能を有する施設 (2)遮蔽等 f. 設計基準事故の対処に係る機器を自動化することにより、運転員の操作を期待しなくても設計基準事故が進展しない設計とする。また、設計基準事故時においても、過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保することで中央監視室、制御第1室及び制御第4室において施設状態の監視等に必要な操作を行うことが可能な設計とする。</p>	<p>新規要求事項のため、許認可実績等に記載はない。 したがって、適合方針では新規要求事項へ適合させるための追加を実施する。</p>	<p>【新規制基準の第3条第2項第2号の要求による変更】 <u>設計基準事故時に必要な操作ができるための設計に係る記載を追加</u></p>

事業許可基準規則第3条と許認可実績・適合方針との比較表 (5/5)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (第3条 遮蔽等)</p> <p>1 第1項において、線量評価の計算に当たっては、「<u>発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について</u>」(平成元年3月27日原子力安全委員会了承)を参考とすること。</p>	<p>原子力規制委員会設置法附則第28条第1項に基づく届出書</p> <p>五. 加工施設における放射線の管理に関する事項 ハ. 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果</p> <p>(イ) 評価方法の概要 加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界において実効線量を計算し、評価する。 ガンマ線及び中性子線線源は、加工施設における放射性物質の最大貯蔵能力から設定し、実効線量は十分信頼性のある計算コードを用いて計算する。</p> <p>添付書類六 ホ. 直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量評価 加工施設におけるMOX粉末、燃料集合体等の貯蔵等に起因するガンマ線及び中性子線による一般公衆の線量を評価する。 (イ) 評価方法の概要 加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界において実効線量を計算し、評価する。 ガンマ線及び中性子線線源は、加工施設における放射性物質の最大貯蔵能力から設定し、実効線量は十分信頼性のある一次元輸送計算コードANISNを用いて計算する。</p>	<p>五. 加工施設における放射線の管理に関する事項 ハ. 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果</p> <p>事業許可基準規則等に適合するように、平常時における排気中及び排水中の放射性廃棄物の放出に起因する公衆の線量並びにMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量が、線量告示に定められた線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り低いことを確認する。なお、<u>実効線量の評価に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」を参考とする。</u></p> <p>添付書類六 ホ. 直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量評価 MOX燃料加工本施設における燃料集合体の貯蔵等に起因するガンマ線及び中性子線による公衆の線量を評価する。なお、評価に当たっては、「<u>発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について</u>」(平成元年3月27日原子力安全委員会了承)」を参考とする。 (イ) 評価方法の概要 MOX燃料加工本施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界において実効線量を計算し、評価する。 ガンマ線及び中性子線線源は、本施設における放射性物質の最大貯蔵能力から設定し、実効線量は信頼性のある一次元輸送計算コードANISN(9)を用いて計算する。</p>	<p>「加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量の評価」については、原子力規制委員会設置法附則第28条第1項に基づく届出書 五. ハ. に条件及び結果を記載している。また、詳細については既許可申請書添付書類六ホ. に記載している。</p> <p>したがって、規則において、指針から明確化された内容は、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、記載の適正化の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【記載の適正化】 <u>規則解釈において明確化されたことで、その要求に適合させるよう本文に記載</u></p>